



社長さんよ、  
労働条件の書面は渡したかの？

うっかり社長

あ、  
忘れてますわ・・・

**もらって安心、渡して安心。労働条件は書面で明示！**

**平成22年3月1日～31日は「労働条件の明示・確認月間」です**

労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、就業場所・期間・業務内容・労働時間・賃金・休日・休暇・退職に関する事項の「労働条件を記した書面(労働条件通知書)」を労働者に交付する事で事業主に労働条件の明示を義務づけています。事業主は労働契約の書面による明示・交付を行い、労働者はその内容をよく理解して、誤解のない労働契約を結びましょう。

また、長時間労働を抑制し労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会の実現を目的とする「改正労働基準法」が平成22年4月1日から施行されますので、ご留意を。

★ 職場のトラブルなど労働問題のご相談は・・・ ★

- ・奈良労働局 総合労働相談コーナー(0742-32-0202)
- ・奈良総合労働相談コーナー(0742-23-0435)
- ・葛城総合労働相談コーナー(0745-52-5891)
- ・桜井総合労働相談コーナー(0744-42-6901)
- ・大淀総合労働相談コーナー(0747-52-0261)
- ・奈良県中小企業労働相談所(0120-450-355)

本月間についてのお問い合わせは

奈良労働局 労働基準部 監督課(0742-32-0204)まで

雇う人も働く人も  
労働条件は  
しかと明示、しかと確認。  
働く前のお約束。

書面での作成方法  
は裏面を参考  
にしてね。

**奈良労働局**

<http://www.nararoudoukyoku.go.jp>

**奈良県**

<http://www.pref.nara.jp/koyo/>